

第2章 防災組織

第1節 五所川原市防災会議

市の地域内に係る防災に関し、市の業務及び市域内の防災関係機関、公共的団体、その他防災上必要な施設の管理者等を通ずる総合的かつ計画的な実施を図るため、市長の附属機関として防災会議を設置するものとする。なお、防災会議の組織及び所掌事務は条例で定めるものとする。

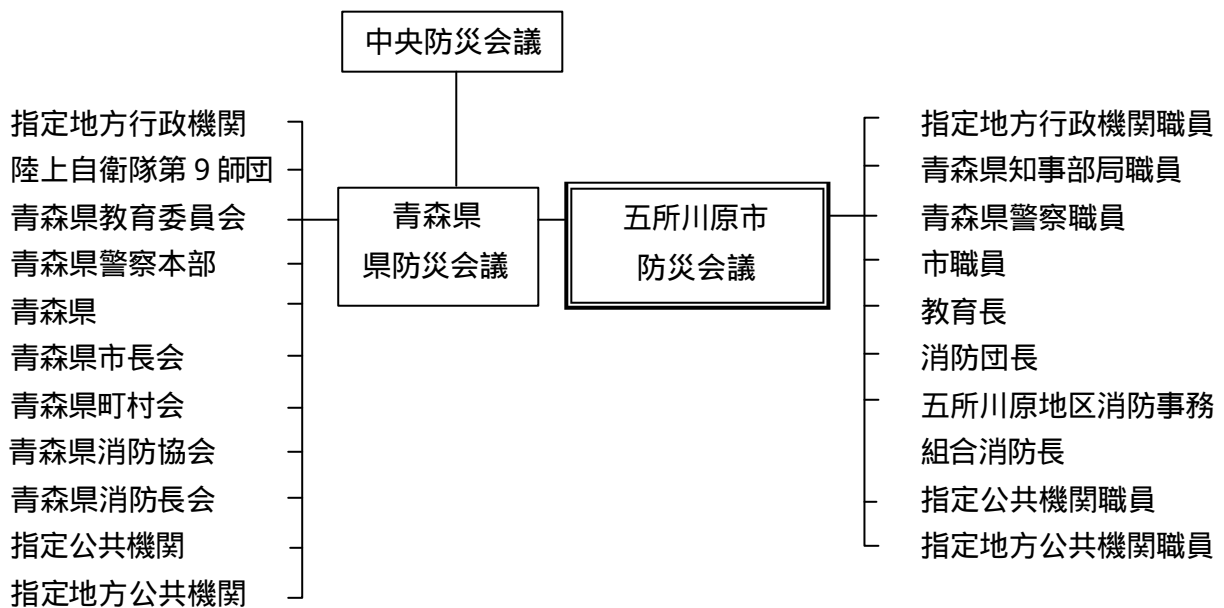
1. 組織

防災会議条例に基づく組織は、会長である市長と次に掲げる者をもって組織する。

(防災会議条例第3条第5項)

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 青森県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 青森県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから任命する者
- (5) 教育長
- (6) 消防団長
- (7) 五所川原地区消防事務組合消防長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

〔市防災会議組織図〕



2. 事務局

防災会議の事務局を総務部総務課に置く。

3. 所掌事務

五所川原市防災会議条例に基づく所掌事務は、次のとおりである。

- (1) 市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

第2節 五所川原市災害対策本部

市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるため応急措置を円滑かつ的確に講ずる必要があると認めるときは、市長は、災害対策本部を設置し、防災会議と緊密な連絡のもとに災害応急対策を実施するものとする。

1. 設置・廃止及び伝達（通知）

災害対策本部は、次の基準により設置又は廃止するものとする。

(1) 設置基準

ア 災害対策本部は、次の基準に該当したときに設置する。

(ア) 市内で震度6弱、6強以上を観測し、発表されたとき。

イ 災害対策本部は、次の基準に該当し、かつ市長がほぼ全庁的対応が必要と認めるときに設置する。

(ア) 市内で震度5弱、5強を観測し、大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。

(イ) 地震・津波により大規模な被害が発生したとき。

(2) 廃止基準

災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき。

(3) 設置及び廃止時の通知等

ア 災害対策本部を設置したときは、速やかに次の区分により通知及び公表するとともに、災害対策本部の表示を庁舎正面玄関及び災害対策本部設置場所に掲示するものとする。

通知及び公表先	伝達方法	担当班
防災会議委員	電話	総務部総務班
本部員及び各班等	庁内放送、電話	〃
知事	電話、無線	〃
警察・消防	電話、無線	〃
指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関	電話	〃
報道機関等	電話	〃
一般住民	報道機関、防災広報車 同報無線等	総務部総務班 〃 地区班 支所部総合支所班

イ 災害対策本部を廃止したときは、設置の場合に準ずる。

2. 組織・編成及び業務分担

(1) 災害対策本部の組織・編成

災害対策本部の組織・編成は次のとおりとする。

ア 災害対策本部は、本部の事務を統括する本部長、本部長を補佐あるいは本部長に事故があった場合にその職務を代理する副本部長と次のイの本部員等をもって組織する。

イ 本部員は、行政組織上の部長にある者等をもって充てる。

ウ 本部長の事務を分掌させるため、災害対策本部に部を置き、部の下部組織として班を置く。

エ 災害対策本部に災害応急対策に関する基本的事項を協議、決定するため本部員会議を設置し、及び本部の事務を整理する事務局を置く。

オ 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が必要とした都度

挿入〔災害対策本部組織機構図〕

開催する。

カ 必要に応じて現地災害対策本部を設置し、副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する者を現地災害対策本部長として充てる。

(2) 災害対策本部班別業務

災害対策本部班別業務は次のとおりとする。

また、災害が発生した場合において災害対策本部が設置されないときの業務分担は、これに準ずる。

総務部（部長：総務部長）

総務班（班長：総務課長）

1. 災害対策本部の運営及び総括に関する事。
2. 防災会議に関する事。
3. 災害救助法関係の総括に関する事。
4. 関係官庁、諸団体との連絡調整に関する事。
5. 県防災ヘリコプターの運航要請に関する事。
6. 知事への自衛隊派遣要請及び撤収要請に関する事。
7. 自衛隊との連絡調整に関する事。
8. 被害状況の総括及び関係機関への報告に関する事。
9. 気象状況の総括に関する事。
10. 本部長及び副本部長の秘書に関する事。
11. 市議会との連絡に関する事。
12. 視察者及び見舞者の応接に関する事。
13. 災害に係る陳情に関する事。
14. 災害の取材及び記録に関する事。
15. 災害広報（報道機関に対するものを含む。）に関する事。
16. 町内会等への協力の要請に関する事。
17. 所管施設の被害調査及び応急対策に関する事。
18. 各部間及び総務部内の連絡調整に関する事。
19. 被災証明に関する事。

（要員：総務課、各支所、秘書課、議会事務局、監査委員事務局及び選挙管理委員会事務局の職員）

動員班（班長：人事課長）

1. 職員の非常招集及び配置に関する事。
2. 各部班間での職員の動員及び配置に関する事。
3. 県、他市町村等への応援職員の派遣要請及び連絡調整に関する事。
4. 公務災害補償及び一般市民の災害補償に関する事。

（要員：人事課職員）

調査班（班長：税務課長）

1. 被害家屋等の調査に関する事。
2. 被害届の受付及び被害証明の発行に関する事。
3. 被災納税者の市税の減免に関する事。

（要員：税務課、収納課職員）

財政部（部長：財政部長）

財政班（班長：財政課長）

- 1．災害応急対策関係予算の措置に関する事。
- 2．部内の連絡調整に関する事。
- 3．部内の他班への応援に関する事。

（要員：財政課、企画課及び情報システム課職員）

管財班（班長：管財課長）

- 1．食料及び災害対策用資機材の調達に関する事。
- 2．車両等の確保及び配車に関する事。
- 3．所管する市有財産の被害調査及び応急対策に関する事。

（要員：管財課職員）

出納班（班長：会計課長）

- 1．救援金の受領及び保管に関する事。
- 2．災害救助費用の出納に関する事。

（要員：会計課職員）

民生部（部長：民生部長）

市民班（班長：市民課長）

- 1．避難所の開設に関する事。
- 2．炊き出しその他による食料の給与に関する事。
- 3．埋火葬の証明に関する事。
- 4．被災者の立ち退き先等の把握に関する事。
- 5．避難の誘導及び避難所開設の広報に関する事。
- 6．部内の連絡調整に関する事。

（要員：市民課及び国保年金課職員）

衛生班（班長：環境対策課長）

- 1．避難所における衛生保持に関する事。
- 2．防疫に関する事。
- 3．環境衛生施設の被害調査に関する事。
- 4．洗浄、消毒、保存等死体の処理及び埋火葬に関する事。
- 5．へい獣の処理に関する事。
- 6．廃棄物、し尿の処理及び清掃に関する事。
- 7．西北五環境整備事務組合との連絡に関する事。

（要員：環境対策課職員）

健康班（班長：健康推進課長）

- 1．医療機関の被害調査に関する事。
- 2．医療及び助産に関する事。
- 3．負傷者の把握に関する事。

（要員：健康推進課及び保健センター職員）

福祉部（部長：福祉部長）

福祉班（班長：保護福祉課長）

1. 所管施設以外の社会福祉施設の被害調査に関する事。
 2. 所管施設の被害調査及び応急対策に関する事。
 3. 被服、寝具その他生活必需品の給与及び貸与に関する事。
 4. 救援物資の受付、保管及び配分に関する事。
 5. 日赤その他社会福祉団体との連絡に関する事。
 6. 被災者の生活相談及び援護に関する事。
 7. 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付に関する事。
 8. 防災ボランティアの受け入れに関する事。
 9. 災害時要援護者の安全確保対策に関する事。
- (要員：保護福祉課、介護福祉課、家庭福祉課及び保育所職員)

経済部(部長：経済部長)

農政班(班長：農政課長)

1. 所管施設を除く農林畜水産業関係の被害調査に関する事。
 2. 所管施設の被害調査及び応急対策に関する事。
 3. 主要食料及び生鮮食料等の確保に関する事。
 4. 農林畜水産業関係の融資に関する事。
 5. 病虫害の防疫及び家畜の防疫に関する事。
 6. 種苗、農機具、農薬、肥料等の確保に関する事。
 7. 部内の連絡調整に関する事。
- (要員：農政課及び農業委員会職員)

農村整備班(班長：農村整備課長)

1. 農地及び農業用施設の被害調査に関する事。
 2. 所管施設の被害調査及び応急対策に関する事。
- (要員：農村整備課職員)

商工観光班(班長：商工観光課長)

1. 観光施設の被害調査に関する事。
 2. 商工業関係の被害調査に関する事。
 3. 運輸通信(鉄道、バス、電話、郵便)、電力、ガス関係の被害調査に関する事。
 4. 所管施設の被害調査及び応急対策に関する事。
 5. 被災商工業者への融資に関する事。
 6. 部内の他班への応援に関する事
- (要員：商工観光課職員)

建設部(部長：建設部長)

土木班(班長：土木課長)

1. 市の管理に属する道路、橋梁等の被害調査及び応急対策に関する事。
2. 前号に掲げるものを除くほか、所管する建設機械、車両及び施設の被害調査及び応急対策に関する事。
3. 前2号に掲げるものを除くほか、道路、橋梁等の被害調査に関する事。
4. 河川の被害情報の収集及び応急対策に関する事。
5. 水防に関する事。
6. 障害物の除去に関する事。
7. 応急用資機材の輸送に関する事。

- 8．応急工作及び技術指導に関すること。
 - 9．部内の連絡調整に関すること。
- (要員：土木課職員)

都市計画班(班長：都市計画課長)

- 1．公園施設等都市計画施設の被害調査及び応急対策に関すること。
 - 2．部内の他班への応援に関すること。
- (要員：都市計画課、区画整理課及び公園管理課職員)

建築班(班長：建築住宅課長)

- 1．市営住宅の被害調査及び応急修理に関すること。
 - 2．公共建築物の被害調査及び応急修理に関すること。
 - 3．被害家屋等の被害調査の調査班への協力に関すること。
 - 4．応急仮設住宅の建築に関すること。
- (要員：工事検査室、建築住宅課職員)

下水道班(班長 下水道課長)

- 1．下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。
 - 2．五所川原地区内市街地の内水路の浸水被害調査及び応急対策に関すること。
- (要員：下水道課及び浄化センター職員)

支所部(部長：金木総合支所長、市浦総合支所長)

総合支所班(班長：総合支所庶務担当次長)

- 1．総合支所管内における、災害時の応急対処(総合支所建設班の業務を除く。)に関すること。
 - 2．所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。
 - 3．防災行政用無線(同報系)の運用に関すること。
 - 4．総合支所管内における災害広報に関すること。
 - 5．総合支所管内の災害状況の調査に関すること。
 - 6．総合支所管内の災害状況の報告に関すること。
 - 7．遭難・海難事故発生時の現地対策本部に関すること。
 - 8．り災証明に関すること。
- (要員：総合支所及び農業委員会支所職員)

総合支所建設班(班長：総合支所建設課長)

- 1．総合支所管内の市の管理に属する道路、橋梁等の被害調査及び応急対策に関すること。
- 2．総合支所において所管する建設機械、車両及び施設の被害調査及び応急対策に関すること。
- 3．総合支所管内の河川の被害情報の収集及び応急対策に関すること。
- 4．総合支所管内における水防に関すること。
- 5．総合支所管内における障害物の除去に関すること。
- 6．総合支所管内における応急用資機材の輸送に関すること。
- 7．総合支所管内における応急工作及び技術指導に関すること。
- 8．総合支所管内の市営住宅の被害調査及び応急修理に関すること。
- 9．総合支所管内の公共建築物の被害調査及び応急修理に関すること。
- 10．総合支所管内の被害家屋等の被害調査の調査班への協力に関すること。

11. 総合支所管内の応急仮設住宅の建築に関する事。
 12. 前各号に掲げるものを除くほか、総合支所管内の道路、橋梁等の被害調査に関する事。
- (要員：総合支所建設課職員)

医療部 (部長：西北中央病院事務局長)

医療班 (班長：管理課長)

1. 所管施設の被害調査及び応急対策に関する事。
2. 病院及び診療所職員の非常招集及び配置に関する事。
3. 医療機器、薬剤等の供給確保に関する事。
4. 傷病者の医療救護及び看護に関する事。
5. 患者の避難誘導に関する事。
6. 収容患者の給食の確保に関する事。
7. 健康班への応援に関する事。

(要員：西北中央病院、高等看護学院、医科診療所及び歯科診療所職員)

給水部 (部長：水道事業所長)

給水班 (班長：水道事業所総務課長)

1. 断減水時の広報に関する事。
2. 職員の非常招集及び配置に関する事。
3. 給水車の借上げ及び配車に関する事。
4. 飲料水の確保、供給等に関する事。
5. 部内の連絡調整に関する事。

(要員：水道事業所総務課及び金木出張所職員)

復旧班 (班長：水道事業所工務課長)

1. 水道施設の被害調査及び応急修理に関する事。
2. 水道施設の復旧に関する事。
3. 災害復旧用資機材の確保に関する事。
4. 水質検査に関する事。

(要員：水道事業所工務課及び中央管理センター職員)

文教部 (部長：教育部長)

教育総務班 (班長：教育総務課長)

1. 市立学校教育施設の被害調査及び応急対策に関する事。
2. 前号に掲げるものを除くほか、学校教育施設の被害調査に関する事。
3. 教育委員会の管理に属する施設の被害調査及び応急対策の総括に関する事。
4. 被災児童生徒等 (幼児を含む。) の調査に関する事。
5. 児童生徒等 (幼児を含む。) の保健衛生に関する事。
6. 教職員の非常招集及び配置に関する事。
7. 応急の教育に関する事。
8. 教科書、学用品等の調達及び給与に関する事。
9. 部内の連絡調整に関する事。

(要員：教育総務課、教育総務室及び指導課職員)

生涯学習班（班長：生涯学習課長）

- 1．市有以外の社会教育施設の被害調査に関する事。
 - 2．所管施設の被害調査及び応急対策に関する事。
 - 3．婦人会等諸団体への協力の要請に関する事。
 - 4．前3号に掲げるものを除くほか、文化財等の被害調査及び応急対策に関する事。
- （要員：生涯学習課、十三湊発掘調査室、中央公民館、金木公民館及び図書館職員）

スポーツ健康班（班長：スポーツ健康課長）

- 1．社会体育施設の被害調査及び応急対策に関する事。
- （要員：スポーツ健康課及びつがる克雪ドーム職員）

給食センター班（班長 給食センター所長）

- 1．所管施設の被害調査及び応急対策に関する事。
 - 2．学校給食の確保に関する事。
- （要員：給食センター職員）

備考（1）災害対策本部長は、必要に応じて、各部、班に対して他の部、班の実施事項への応援を命ずることができるものとする。

（2）災害対策本部長は、必要に応じて、分担事務を一時的に変更できるものとする。

3．災害対策本部設置時に準じた措置

災害対策本部が設置される前及び災害対策本部を設置するに至らないと判断されるが、津波予報の発令状況等によって、災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合等は、市長は、災害警戒対策本部等を設置し、災害対策本部設置時に準じて対処するものとする。

なお、災害警戒対策本部等の組織及び運営は、災害対策本部の組織及び運営に準ずる。

（1）災害警戒対策本部の設置

警戒対策本部は、次の基準に該当したときに設置する。

ア 気象庁又は仙台管区気象台が、津波予報区の青森県日本海沿岸に「大津波」の津波警報を公表したとき。

イ 気象庁又は仙台管区気象台が、津波予報区の青森県日本海沿岸に「津波」の津波警報を公表し、大規模な被害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき。

（2）災害対策連絡本部の設置

ア 災害対策連絡本部は、次の基準に該当したときに設置する。

市内で、震度5弱、5強を観測し、発表されたとき。

イ 災害対策連絡本部は、次の基準に該当し、かつ市長が必要と認めるときに設置する。

（ア）市内で震度4を観測し、発表され、大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。

（イ）地震、津波により被害が発生したとき。

第3節 動員計画

災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生した場合の職員の配備態勢及び動員の方法について定めるものとする。

1. 配備基準

配備基準は次のとおりとする。

配備区分	配備時期	実施内容	配備要員
警戒配備 災害対策本部を設置するに至らないが予想される災害に直ちに対処する態勢	1 津波注意報・「津波」の津波警報が発令されたとき。 2 市内で震度4の地震を感じたとき。 3 市長が特にこの配備を指示したとき。	1 総務課は、地震・津波情報及び関係機関等からの情報を待機している関係課に伝達する。 2 関係課は、各種情報収集に努め、総務課に報告するとともにそれぞれ警戒態勢を整える。	1 関係課及び災害応急対策要員又は災害警戒対策要員が対処する。 2 休日等の勤務時間外は、関係課の災害応急対策要員又は災害警戒対策要員が登庁して対処する。 なお、その他の職員は、登庁できる態勢で自宅待機する。
非常配備 全庁をあげて対処する態勢	1 市内で震度6弱、6強以上の地震を感じたとき。 2 市長が特にこの配備を指示したとき。	災害対策本部の分担事務に従って災害応急対策を実施する。	1 全職員が対処する。 2 休日等の勤務時間外は、全職員が登庁して対処する。
	1 市内で震度5弱、5強の地震を感じたとき。 2 「大津波」の津波警報が発令されたとき。 3 市長が特にこの配備を指示したとき。	1 各種情報の収集、伝達に努め、災害応急対策を実施する。 2 災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部等の分担事務に従って災害応急対策を実施する。	1 各課及び各出先機関の災害応急対策要員が対処する。 2 休日等の勤務時間外は、各課の災害応急対策要員が登庁して対処する。 なお、その他の職員は、登庁できる態勢で自宅待機する。

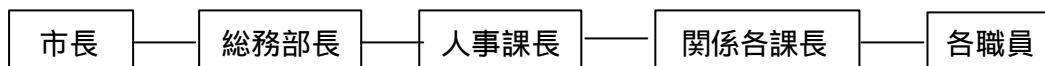
- (注) 1 「関係課」とは、市長が防災と特に関わりがあるものとして指定した課等をいう。
 2 「災害応急対策要員」とは、各課長が災害応急対策に当たることとして指名した職員をいう。
 3 「災害警戒対策要員」とは、関係各課長が災害警戒対策に当たることとして指名した職員をいう。

2. 職員の動員

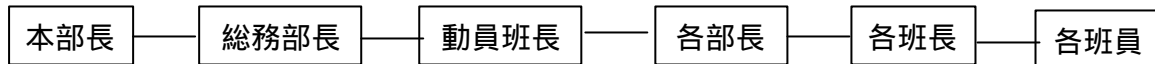
(1) 動員の方法

ア 職員の動員は、初動体制マニュアルに基づくものとし、原則として、連絡を待たずに直ちに参集するいわゆる自主参集による。なお、連絡を要する場合は、次の連絡系統により行うものとする。

〔災害対策本部設置前〕



〔災害対策本部設置後〕



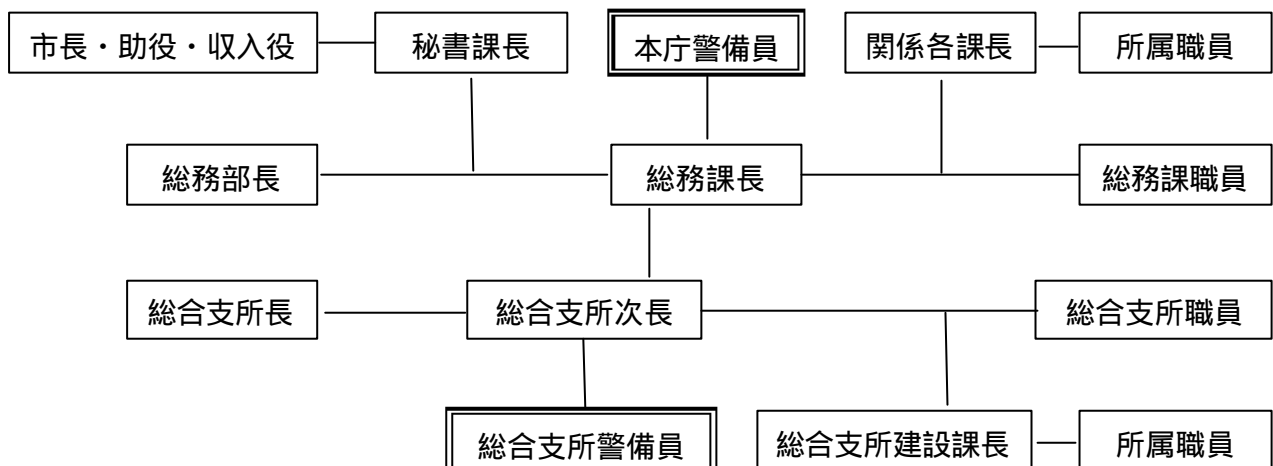
イ 動員指示を受けた職員は、直ちに所定の配備に就くものとする。

ウ 各部長は、部内各課（班）の応急対策に必要な職員が部内各課（班）における調整を行ってもなおかつ不足し活動に支障があると判断したときは、人事課長（動員班長）に応援職員の配置を求めることができる。

エ 人事課長（動員班長）は、応急対策活動の状況に応じ、要員の確保に努めなければならない。

（２）警備員からの通報による非常連絡

勤務時間外における警備員からの非常連絡は、次により行うものとする。



ア 本庁警備員は総務課長に、総合支所警備員は総合支所次長に連絡する。

イ 総務課長は、総務課員、関係各課長及び関係機関に指示、連絡をするとともに、必要に応じて総務部長、秘書課長に連絡する。

ウ 総合支所次長は、総務課長に報告するとともに、総合支所職員及び総合支所建設課長に指示連絡するとともに、必要に応じて総合支所長に連絡する。

エ 連絡を受けた関係各課長及び総合支所建設課長は、所属職員に対し、情報収集、登庁の指示等を行うとともに、関係各課長にあっては、必要に応じて直属部長に連絡する。

オ 連絡を受けた秘書課長は、市長、助役及び収入役に連絡する。

カ 連絡を受けた総務部長は、所属課長に必要な事項を指示するほか、関係各部長との協議、調整を行う。

キ 連絡を受けた関係各部長は、所属課長に必要な事項を指示する。

（３）勤務時間外における職員の心得

ア 職員は、勤務時間外において、災害が発生し、又は災害の発生が予想されるときは、初動体制マニュアルに基づき速やかに上司の指示を仰ぎ所属勤務場所に登庁し、応急対策活

動に従事することに努めなければならない。

イ 職員は、出勤途上知り得た災害状況又は災害情報を所属課長（班長）又は参集場所の指揮者に報告するものとする。